

福島県内の暴力団情勢について

郡山警察署の七海暢一です。

令和7年度「第18回暴力団追放郡山市民大会」の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、郡山市民の皆様方には、官民一体のスクラムを組み、暴力団のいない安全で安心な地域社会の実現に向けた暴力団排除活動はもとより、警察業務の各般にわたりご理解やご支援をいただいていることに、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、福島県内の暴力団情勢は、昨年末の時点で、六代目山口組、住吉会及び稲川会など4団体30組織、勢力数約330人を把握しており、10年前の平成26年末時点で約800人いた勢力は半数以下まで減少しております。

郡山市内の暴力団勢力についても同様の傾向であり、この10年間で半数以下の約70人まで減少しております。

これもひとえに、関係機関・団体をはじめ多くの郡山市民のご理解やご支援をいただくとともに、多岐にわたる暴力団排除活動を粘り強く実施してきた賜であり、改めて深く感謝を申し上げます。

しかしながら、昨今の暴力団は、警察の集中的な取締りや暴力団排除活動から逃れるため、その組織実態をより一層潜在化させているほか、暴力団等と密接な関係を有するいわゆる「準暴力団」や秘匿性の高いSNS等の通信手段を利用して緩やかにつながっているいわゆる「匿名・流動型犯罪グループ」と結託して様々な犯罪に加担しているなど、治安上の大きな脅威となっております。

また、暴力団は、これまで同様に覚醒剤の密売、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収、企業や行政機関を対象とした恐喝・強要のほか、強盗、窃盗、各種公的給付金制度を悪用した詐欺等、時代の変化に応じて様々な資金獲得犯罪を行っています。

ますます悪質、巧妙化している暴力団のこの現状を踏まえ、誰もが安全や安心を実感できる地域社会を実現するためには、郡山市暴力団排除条例の基本理念である

○暴力団を恐れない

○暴力団に対して資金を提供しない

○暴力団を利用しない

ことを確実に実践し、官民一体となり公共事業や民間取引等のあらゆる分野から暴力団を徹底して締め出していく暴力団排除活動の継続が、何より重要であります。

結びに、今後とも警察では、暴力団をはじめ犯罪グループの不法行為に対しては「原則逮捕」の強い対決姿勢で取締りを徹底するとともに、官民一体の総合的な暴力団追放活動を強力に推進してまいりますので、郡山市民の皆様方におかれましても、更なるご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。